

令和2年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和2年3月4日(水)

東洋町議会

余 白

令和2年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和2年3月4日(水) 午前9時00分宣告
出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君
欠席議員 (1名) 3番 小松 熙 君 (午後から欠席)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	川田 真由美 君
会計管理者	生松 克祐 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
税務課長補佐	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀帆 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地 仲音
事務局書記	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり
議事のでんまつ 別紙のとおり
会議録署名議員 5番 小野 正路 君 6番 今宮 裕明 君

令和2年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年3月4日(水) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第1号 専決処分事項「令和元年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第3号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- [日程第6] 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第6号 東洋町行政不服審査会条例の廃止について
- [日程第8] 議案第7号 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第8号 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第9号 令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第10号 令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

- [日程第12] 議案第11号 令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第12号 令和2年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第15号 令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第16号 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第18号 令和2年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第19号 令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第20号 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第21号 室戸市と東洋町との間の一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥、資源ごみ、有害ごみ及び不燃ごみ)の処理に関する事務の委託について

- [日程第23] 議案第22号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- [日程第24] 議案第23号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- [日程第25] 議案第24号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホームが脱退することに伴う財産処分について
- [日程第26] 議案第25号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手指のアルコール消毒をお願いしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

発言者のマスク着用については、本人に任せることにいたします。

これより、令和2年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定ほか、議案として、専決処分予算1件、条例5件、補正予算4件、当初予算9件、その他5件の計24件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

小松熙君から、通院のため、本日午後から欠席の届け出が提出されております。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和元年11月から令和2年1月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣1件について報告があり、代表派遣議

員から提出されております。

次に、1月29日に議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報編集委員会を開催し、任期満了に伴う、正副委員長の互選結果は、お手元に配布したとおり提出されており、議会運営委員長に高畠俊彦君、副委員長に福島登君、総務教育民生常任委員長に今宮裕明君、副委員長に武山裕一君、産業建設常任委員長に小松熙君、副委員長に高畠俊彦君、議会広報編集委員長に福島登君、副委員長に今宮裕明君が当選されたことを報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

続いて、日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。

提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

現在、日本だけでなく、世界中が新型コロナウイルス対策に奔走している情勢となっております。

本県でも遂に感染者が確認されまして、本町も含めた全国の学校では、臨時休校の措置を執っているところであります。

また、行事やイベント、各種の大会も延期や中止とする事態となっております。

皆様方におかれましても、ご自愛くださりますようお願いを申し上げます。

このような時期と重なりましたけれども、本日、令和2年第1

回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも何かとご多忙の中、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部から、合計24件の議案を提案させていただきます。

内訳といたしましては、条例改正案等5件、専決補正予算1件、令和元年度の補正予算案4件、新年度当初予算案9件、その他の案件5件となっております。

慎重なご審議と適切なお決定をお願い申し上げます。

最初に、一般会計補正の専決予算についてでございます。

令和元年度一般会計専決予算につきましては、ふるさと納税寄付見込み額を当初の目標額といたしまして、8千万円を想定して予算計上しておりましたけれども、寄付額が、初めて1億円を超えて1億2千万円前後となる見込みであることから、返礼品経費が不足する事態となりました。

このため、ふるさと納税関連経費に限りまして、急遽、2月に専決予算で対応させていただいたものであります。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、一般会計補正予算第5号についてでございますが、先般1月27日から28日にかけての集中豪雨により、川口部落奥でございますが、町道、林道、橋梁にも被災を受けております。

その災害復旧事業費として、日曾谷線の町道、林道併せまして、測量設計と応急工事費に3800万円の補正を追加しております。

本工事分につきましては、当初予算に2697万円、6月補正

	<p>に1億1500万円の概算事業費を予算計上する予定といたしております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長、すみません。</p> <p>田島さん、マスクを。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>えっと。</p> <p>今、議長、何がなんだかな。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>しゃべる時は、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>個人に任せた。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、しゃべる時は個人に任せたということで、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解、了解、ごめんなさい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>普段は、しちよってください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>聞き間違えました、ごめんなさい。</p> <p>眼鏡が曇るんよ。ごめんなさい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうぞ。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>一般会計当初予算についてでございます。</p> <p>令和2年度の国の地方財政計画では、地方財政の根幹であります、地方交付税総額を、前年度から0.4兆円増の16.6兆円として、前年度に続き増額決定としているところであります。</p> <p>本町への交付見込みは、前年度から2800万円程度の増額となる見込みであります。交付税措置のある起債償還の増額による部分もございまして、また、地方が財源不足を穴埋めするために発行する臨時財政対策債は、前年度に引き続き減額とされております。</p> <p>本町分としての試算に置き換えますと、臨時財政対策債の減額の影響もございまして、交付税交付見込み額は、実質2千万円程度の増となる見込みであります。</p> <p>このため本年度も厳しい予算編成となっております。当初予算も財源不足を補うため、基金からの繰入金、2億5700万円を計上いたしました予算となっております。</p> <p>元年度の決算見込みを慎重に見極めながら、国土強靱化に向けた防災対策への予算確保に取り組んで参りたいと考えているところであります。</p>

令和2年度一般会計予算総額でございますが、対前年度比では、17.1パーセント増の36億1966万7千円としております。

普通建設事業費は、本年度に集落活動センター建設工事に着手するため、5億2700万円を計上いたしております。

また国土強靱化のための橋梁補修工事などに2億2500万円を計上しておりまして、対前年度比59.9パーセント増の予算となっております。

川口地区の災害復旧事業費を含めました投資的経費としては、63.7パーセントの増となっております。

他には、本年度も防災、減災対策が主要事業となっておりますが、ブロック塀耐震対策事業を含め、木造住宅耐震関連の予算に、約7400万円程度を計上いたしております。

また、性質別での主な増減でございますが、人件費は、23パーセントの増となっております。

これは会計年度任用職員の給与が賃金から報酬での支出とされたことによるものでございまして、その制度導入の影響で大幅な増額となっているものであります。

このため物件費につきましては17.5パーセントの減額となっているところです。

また扶助費につきましては、本年度に重度訪問介護サービス24時間利用制度の予算を計上しているため、16.2パーセントの大幅な伸びとなっております。

補助費等は、前年度並みとなっておりますが、防災対策などが重なっているため起債償還に要する公債費は、3.6パーセントの増となっております。

極力維持補修費などを抑制をしまして、一般会計を除く8特別会計への繰出金では、1.9パーセントの伸びとしております。

人件費等の義務的経費としては、14.5パーセントの伸びとなっておりますけれども、これも会計年度任用職員制度の導入による影響でございまして、分析上では大きな伸びとなっているところでございます。

できるだけ経常的経費を抑制しつつ、単独事業として、子育て世帯への支援策、在宅介護手当などを継続して予算計上をいたしております。

続きまして、阿南安芸自動車道についてご報告申し上げます。

昨年3月29日に、阿南安芸自動車道のうち、海部道路の一部、海陽町多良から東洋町野根間、14.3キロメートルが、国直轄事業として新規事業化決定をいただいたところでございます。

現在は測量調査に入っているところであります。

本年1月30日には、期成同盟会を代表いたしまして、国交省、財務省に野根、北川村安倉間、延長約9キロメートルに、一点に絞り込んだ要望活動を実施いたしております。

さらに、2月26日には、濱田新知事に同行いたしまして、この区間の国直轄事業化決定への要望、予算措置について、再度、財務省、国交省に政策提言という形で、要望活動を実施して参りました。

この区間につきましては、8の字ネットワークの中でも、長年、技術的にも構造的にも難所であると位置づけられて参りましたけれども、国の直轄調査も完了しているとのことから、何とか本年度内には、国直轄による事業化決定の運びとなるのではないかと期待を寄せているところでございます。

また、安芸から奈半利間、延長13キロメートルにつきまして、計画段階評価が完了し、現在、環境影響調査が実施をされているところでございます。

このように、阿南安芸自動車道も着実に進展をしているところでございます。

今後も、更に県、国との連携を強化し、関係機関と一体となった要望活動を展開し、命の道整備のため、事業着手を一日も早く実現したいと考えております。

最後に、残念なご報告を申し上げなければなりません。

本定例会最終日には、ご本人からご挨拶もあろうかと思っておりますけれども、本定例会が最後となります、川田真由美教育長でございますけれども、本年3月31日をもって、任期満了により退任されることをご報告を申し上げます。

平成29年3月議会におきまして、新たな教育委員会制度に基づく教育長として、全議員から任命同意をいただいたところでございます。

本町初となります女性の教育長として、様々なプレッシャーもあったと思っておりますけれども、任期3年間、今日まで懸命に勤めていただきましたことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

町長部局では、本町初の女性課長職として、また会計管理者としてその重責の職務を、4年間、堅実に務めていただきました。

その実績と実務能力に期待を寄せまして、新制度に基づく初の教育長として、また更には女性の視点ならではの気配りでですね、町内外に新たな教育行政の確立に尽力していただけたと思っております。

光陰、矢の如しとも申しますけれども、勤続42年間の実績と

その足跡は、確実に町政の歴史に残っていくわけであります。

これまでのご労苦に対しまして、改めて敬意を表するところ
あります。

続投は叶いませんけれども、言葉足らずをお断りいたしまし
て、重ねて心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

また、ご本人にはゆっくりと、また十分な休養と体調管理をし
ていただきまして、若い職員達を諸先輩方と同様に、いつまでも
叱咤激励、ご指導、ご助言をいただけますようお願いし、また期
待もいたしております。

なお、後任人事につきましては、会期中に選任の調整が図るこ
とができましたら、議会最終日に追加提案をしたいと考えており
ます。

以上、簡単でございますけれども、令和2年3月定例会の行政
報告とさせていただきます。

議長

(西岡 尚宏議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定
により、5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君を指名しま
す。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求
めます。

高畠議会運営委員長。

議会運営委員会委員長

(高畠 俊彦議会運営委員長)

皆さま、おはようございます。

令和2年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。

2月28日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日4日から、3月10日、火曜日までの7日間とする。

次に、運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日4日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のための休会、10日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。

また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

また、反問権も制限時間に含めることとする。

次に、議案質疑の通告期限は、5日、木曜日、午後5時まで、一般質問の通告期限は、本日4日、水曜日、午後5時までとする。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月10日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月10日までの7日間と決定いたしました。

日程第3、承認第1号、専決処分事項令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件から、日程第26、議案第25号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてまでの24件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それではご提案を申し上げます。

承認第1号、専決処分事項令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ4千万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ33億6769万4千円と定め、令和2年2月12日に専決処分をさせていただきました。

歳入では、寄附金を計上しております。

歳出では、ふるさとづくり基金積立金、ふるさと納税に係る返礼品費などを計上いたしております。

ふるさと納税に係る返礼品費の予算が不足したことによりまして、急遽、補正をさせていただいたものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第3号でございます。

東洋町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、現行の条例では、固定資産の減免事項について明記をしておりますけれども、今回新たな事項を追加することで、減免措置をさらに緩和しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第4号でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正

に伴い、臨時的任用職員及び非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした会計年度任用職員制度が、令和２年度からの導入によりまして、本町に関係いたします条例中の条文の整備を行うほか、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第５号でございます。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和２年３月４日提出でございます。

提案理由でございます。

地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、その任用実態に即した方法により当該職員がサービスの宣誓を行うことができるよう、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第６号でございます。

東洋町行政不服審査会条例の廃止について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和２年３月４日提出でございます。

提案理由でございます。

本条例の廃止につきましては、議案第２５号でご提案申し上げます、行政不服審査法第８１条第１項の機関の事務の委託に関連しておりまして、高知県に事務の処理を委託することに伴いまし

て、廃止をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第7号でございます。

東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正につきましては、平成30年2月策定の、東洋町水道事業経営戦略に基づきまして、本条例の一部を別案のとおり改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第8号でございます。

令和元年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1527万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ33億8296万8千円とするものでございます。

債務負担行為1件の補正、地方債では、借入限度額を補正し、繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上をいたしております。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債、

環境性能割交付金を計上いたしております。

歳出では、更生医療費、介護サービス事業特別会計操出金、芸東衛生組合負担金などを計上いたしております。

また、1月の豪雨災害によりまして、林道及び町道の災害復旧に係る事業費を計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第9号でございます。

令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出の予算総額を6億2395万円と定めております。

歳入では、国庫支出金と繰入金の予算組替えを計上をいたしております。

歳出では、保険給付費の同一款内での予算組替えなどを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第10号でございます。

令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出の予算総額を、1414万8千円と定めております。

歳入では、サービス収入と繰入金の予算組替えを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第11号でございます。

令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の補正では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費を定めております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第12号でございます。

令和2年度東洋町一般会計を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ36億1966万7千円と定めております。

前年度比では5億2860万7千円、17.1パーセントの増

となっております。

また、債務負担行為の限度額 5 6 6 8 万 5 千円、地方債の借入限度額を 8 億 6 4 1 0 万円、一時借入金の最高限度額を 5 億円と定めております。

令和 2 年度予算の主な事業といたしましては、ふるさと納税返礼品及び積立金、野根川再生計画委託料、DMV 導入促進事業補助金、地域活性化プラン支援事業及び商工持続発展支援事業補助金、甲浦集落活動センターなご建設事業、安芸広域租税債権管理機構負担金、国勢調査事務、あったかふれあいセンター事業、東洋町がんばる農業及びがんばる漁業支援事業費補助金、川口地区体験施設事業補助金、町道改良及び橋梁耐震改修事業、木造住宅耐震、改修事業、児童、生徒、学生等入学支援事業、町道及び林道の災害復旧工事の事業などを計上いたしております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第 1 3 号でございます。

令和 2 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 4 日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2 8 0 5 万 6 千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして、議案第14号でございます。

令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億1414万3千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第15号でございます。

令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ4883万7千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金などを計上いたしております。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第16号でございます。

令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億6180万8千円と定めております。

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第17号でございます。

令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1423万7千円と定めており

ます。

歳入では、サービス収入、繰入金を計上しております。

歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第18号でございます。

令和2年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億5893万9千円と定めております。

また、地方債の借入限度額を3790万円としております。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、下水道費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第19号でございます。

令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億941万円と定めております。

また、地方債の借入限度額を2650万円としております。

歳入では、事業収入、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第20号でございます。

令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ6142万5千円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入、繰越金を計上しております。

歳出では、自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第21号でございます。

室戸市と東洋町との間の一般廃棄物の処理に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

芸東衛生組合の解散に伴いまして、令和2年4月1日から東洋町の一般廃棄物の処理に関する事務を室戸市に委託することについて、協議により別紙のとおり規約を定めようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第22号でございます。

高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体である芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和2年3月31日をもって解散をし、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴いまして、規約の変更をするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第23号でございます。

高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体である芸東衛生組合が、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴いまして、財産の処分をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第24号でございます。

高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります、高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴いまして、財産の処分をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第25号でございます。

行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございます。

<p>議長</p>	<p>行政不服審査法第81条第1項の機関の事務について、別紙資料のとおり、高知県に委託しようとするものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>私から、承認第1号、令和元年度東洋町一般会計補正予算専決第1号について、ご説明をいたします。</p> <p>ふるさと納税の関係予算につきましては、当初予算で8千万円を計上しておりまして、今回の専決予算4千万円と合わせて1億2千万円とするものでございます。</p> <p>専決予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ4千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6769万4千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池税務課長。</p>

<p>税務課長</p>	<p>(小池 昭平税務課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第3号、東洋町税条例の一部を改正することについて、ご説明させていただきます。</p> <p>改正条文は、議案関係資料の1ページに記載してありますので、後ほどご参照ください。</p> <p>改正内容につきましては、新旧対照表に基づき、説明申し上げますので新旧対照表をご覧ください。</p> <p>今回の改正は、第5号にその他特別の事情がある固定資産を追加して、現行の条例には当てはまらないような、所有者が亡くなっているが、相続人がいなく、町が公共用地として借り上げているような土地や、共有資産で所有者が不明なものなどの、今後予想されるであろう特別な事情がある固定資産税を減免できるように改正しようとするものでございます。</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明をいたします。</p> <p>今回の条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正</p>

されまして、会計年度任用職員の任用等に関する規程が整備されることなどに伴い、本町の関係条例を整備するものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第1条関係では、東洋町職員定数条例の改正となっております。

改正内容は、本条例の職員定数には、会計年度任用職員は除外されますが、常勤勤務をする職員に欠員が生じた場合などには、臨時的な任用職員であっても、この条例の適用を受ける旨の改正を行うこととしております。

次に3ページに移ります。

第2条関係は、東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。

改正内容は、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員と同一の時間である会計年度任用職員を公表の対象とする規定であります。

4ページに移ります。

第3条関係は、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の任期は1会計年度限りとされることに伴いまして、休職の期間を任期の範囲内とし、第1項の条文中、3年を超えない範囲内、は適用しないという改正内容でございます。

5ページに移ります。

第4条関係は、職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の改

正でございます。

改正内容は、パートタイムの会計年度任用職員の場合、給料ではなく、報酬を支給することになることから、減給の効果に関する規定に給料に相当する報酬を追加する改正内容でございます。

6 ページに移ります。

第5条関係は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇は規則で定める基準に従いまして、任命権者が定めるなど、必要な整備を行う改正となっております。

7 ページに移ります。

第6条関係では、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

改正内容は、第7条では、期末手当の支給条件から会計年度任用職員を除外する規定を設けております。

ページ飛びまして、10ページをお願いいたします。

第21条第2項では、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、1号ではパートタイムの報酬額を、第2号ではフルタイムの給与について減額して支給する内容の改正をしております。

12 ページに移ります。

第7条関係では、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正でございます。

改正の内容は、地方公務員災害補償法について、一部の会計年度任用職員について適用されることに伴いまして、給料を支給される職員の補償基礎額を定めておくための改正となっております。

す。

次に13ページから17ページにかけて、第8条関係では、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の改正でございます。

改正内容は、地方自治法第203条の2に規定する職員から、会計年度任用職員に移行する職を削除する改正と不要な職及び委員報酬についても、今回整理をしております。

後ほど13ページから17ページまで、ご参照いただけたらと思います。

18ページに移ります。

第9条関係では、一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。

改正内容は、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴いまして、会計年度任用職員をこれらの条例の適用の対象から除く改正でございます。

19ページに移ります。

第10条関係では、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正です。

改正内容は、第2条では、単純な労務に雇用される職員について整理をいたしまして、20ページに移ります。

第5条では、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与等について、必要な規定の改正を行っております。

1号は、パートタイムの規定で、2号はフルタイムの規定となっております。

21ページに移ります。

第11条関係では、東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の

改正でございます。

条文に規定されています、会計年度任用職員はパートタイムの会計年度任用職員を指しておりまして、公務のための旅行に要した費用については、旅費ではなく、費用弁償として支給することから、非常勤職員等から除いた改正としております。

次に、資料が代わりまして、議案関係資料の12ページをお願いいたします。

ページ下の方になります。

第12条で、地区連絡員設置条例の廃止についてでございます。

これまで地区連絡員は、地方自治法第203条の2に規定する特別職非常勤職員として取り扱われてきておりましたが、会計年度任用職員の制度導入に伴い、有償ボランティアなどの私人としての位置づけになることから、今回条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、これらの条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

説明資料といたしまして、新旧対照表22ページをお願いいたします。

職員のサービスの宣誓は、地方公務員法第31条に規定されておりまして、本年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入により、会計年度任用職員につきましては、任用形態にふさわしい方法で行うことが望ましいことから、第2条に次の1項を加えるも

のでございます。

条例を改正した場合には、要綱等で規定することにより、柔軟な対応として、例えば、任命権者等の面前での、宣誓書への署名を要さず、署名をした宣誓書を提出することで足りるものとすることや、採用時にサービスの宣誓等を行っている場合には、当該誓約等をもってサービスの宣誓を行ったものとみなすことなどの方法により、会計年度任用職員によるサービスの宣誓を実施することが想定されております。

続きまして、議案第6号でございます。

東洋町行政不服審査会条例の廃止について、ご説明をいたします。

次に、議案第6号についてご説明をいたします。

議案関係資料の15ページをお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

これ、第6号が簡易水道、自分らのもろうちゅう資料、なってますんで。新旧対照表。これは7号でしょう。

(自席より、新旧対照表23ページが、6号のところ7号の誤りと発言あり)

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

すみません。

ちょっと資料の方に不備がございました。

申し訳ありません。

	<p>新旧対照表の２３ページですが、東洋町簡易水道条例の一部を改正する条例案ですが、議案第６号となっておりますが、申し訳ありません、７号の方に修正をお願いいたします。すみません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>再開します。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>改めまして、議案第６号、東洋町行政不服審査会条例の廃止について、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の１５ページをお願いいたします。</p> <p>本条例につきましては、平成２８年３月に制定をされておりますが、現在の高知県内での行政不服に対する諮問件数の状況を踏まえまして、高知県市町村や一部事務組合からは、共同事務で実施していくことが望ましいのではないかと、また、事例やノウハウの積み重ねがある高知県に事務を委託し、共同処理を行うことが効率的であると考えますことから、今回本条例を令和２年８月１日をもって廃止するものであります。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第７号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p>

議案関係資料の 18 ページから 20 ページ、それと新旧対照表の 23 ページから 25 ページをご参照ください。

それと、簡易水道事業年度別の予算執行シミュレーションを別紙でお配りしておりますので、それをご参照ください。

まず、新旧対照表の方からお願いいたします。

今回の改正は、平成 30 年 2 月に策定をいたしました、東洋町水道事業経営戦略を基に水道料金の改正をするものです。

総務省からの方針では、公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とし、一般会計からの繰出金の適正化、累積収支赤字の解消、適切な時期の料金の見直し等について、特に留意することとあります。

この方針に沿った経営戦略では、中長期的な財政収支計画を策定しております。

別紙の簡易水道事業の年度別予算のシミュレーションをご覧ください。

このシミュレーションでは、収入は料金収入のみ、支出は水道事業にかかる維持管理費に限定した収支計算としております。

まず上段の表につきましては、現行の料金収入による平成 26 年から、平成 30 年度までの収支の実績、それと令和元年度から令和 12 年度までの収支のシミュレーションをしたものです。

その中では、単年度収支赤字が平成 26 年度、平成 29 年度から令和 12 年度までが赤字会計となります。

また、累計赤字は平成 30 年度から令和 12 年度となります。

下段の表につきましては、令和 2 年度から今回の改定した料金のシミュレーションとなります。

収入については、料金の値上げにより一時的には回復します

が、人口減少などに伴い、減少傾向が続きます。

ただし、単年度の収支が赤字でも累積収支が黒字の場合は、料金の値上げは見送ることができることから、令和12年度までは料金の見直しをする予定はないと考えております。

以上のことから、地域住民が負うべき負担を明らかにする観点から、水道料の改定を行うものです。

新旧対照表の23ページをお願いいたします。

附則の追加ですが、経過措置については、水道料金が確定するのが1ヶ月遅れとなりますので、4月分の請求は、3月に使用した料金となることから、改正前の条例を適用する附則を追加しています。

別表1水道料金表の改正についてですが、まず、家庭用基本料金10立米までが705円から824円に、超過料金が1立米につき、105円から126円に、24ページをお願いします、営業用基本料金10立米までが千円から1300円に、超過料金が1立米につき、105円から126円に、以下、それぞれの区分により、値上げを行いますのでご参照ください。

新たな区分で休止用栓を追加しております。

栓という字が間違っておりますので、木偏の方の栓に訂正をお願いいたします。

これについては、300円としております。

別表2につきましては、一般的な家庭の管の口径13ミリの場合ですが、57円から68円へ、20ミリの場合、77円から92円へ、25ミリの場合、105円から126円へ、以下それぞれの区分で値上げをしていますのでご参照ください。

25ページをお願いいたします。

	<p>別表４、手数料の改正について、水道工事に係る登録業者の手数料につきましては、２行目の指定給水装置工事事業者更新手数料５千円を追加しております。</p> <p>また、その他の手数料についても値上げしておりますので、ご参照ください。</p> <p>最後に、備考の消費税については、不要となったため削除をしています。</p> <p>この条例は、令和２年４月１日から施行するとしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第８号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第５号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の１ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ１５２７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億８２９６万８千円とするものでございます。</p> <p>３ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで、休憩をいたします。</p>

<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>再開は、１０時４０分です。 (休憩時間：１０時２１分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：１０時４０分)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(田岡 　いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第９号と議案第１０号についてご説明いたします。</p> <p>まず、議案第９号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第３号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれの予算組替えを行っており、予算総額は、歳入歳出それぞれ６億２３９５万円となっております。</p> <p>予算書２ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第１０号、令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算第１号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、歳入科目のみ予算の組替えを行っており、予算総額は歳入歳出それぞれ１４１４万８千円となっております。</p> <p>予算書２ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)</p>
-----------------------	---

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>議案第11号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。</p> <p>歳入歳出予算の総額に変更はございません。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>議案第12号、令和2年度東洋町一般会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ36億1966万7千円としております。</p> <p>前年度と比較して、5億2860万7千円、17.1パーセントの増となっております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

私の方からは、議案第13号から15号までをご説明をいたします。

まず最初に、議案第13号、令和2年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2805万6千円と定めるものでございます。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページからの第1表に示しております。

2ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第14号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1414万3千円と定めるものです。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページからの第1表に示しております。

予算書の2ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

次に、議案第15号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

	<p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4883万7千円と定めております。</p> <p>予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページからの第1表にお示しをしております。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第16号と議案第17号について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第16号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6180万8千円を計上しております。</p> <p>対前年度比では2301万8千円の減額となっております。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第17号、令和2年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ1423万7千円を計上しており、対前年度比では8万9千円の増額となっております。</p> <p>予算書2ページをお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここでお昼の休憩に入ります。</p> <p>再開は、13時30分からです。</p> <p>(休憩時間：11時56分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：13時30分)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から、議案第18号から20号までご説明をいたします。</p> <p>まず、議案第18号、令和2年度東洋町下水道事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出の総額を、それぞれ1億5893万9千円としています。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第19号、令和2年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ、1億941万円としております。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>

<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第20号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出の総額を、それぞれ6142万5千円としています。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方から、議案第21号、室戸市と東洋町との間の一般廃棄物の処理に関する事務の委託について、ご説明をいたします。</p> <p>説明資料の方は、議案関係資料の21ページと、もう1つ、別紙になりますが、A3の方の、中に協定書案と書いてある、この2つで説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、最初に議案関係資料の21ページの方ですが、一般廃棄物の処理に関する事務の委託について、次のように規約を定めようとするものでございます。</p> <p>要点のみを説明しますので、詳細につきましては、後ほどご参照願いたいと思います。</p> <p>まず、第1条では、東洋町が室戸市に委託する、一般廃棄物の処理に関する事務について、4つの項目で記載をしております。</p> <p>事務担当局が、芸東衛生組合から室戸市に移行しますが、ごみの回収方法等には変化はないと考えております。</p> <p>ただ、埋め立てごみの事前申込みについては、室戸市の方に委</p>

更となりますので、よろしくお願いいたします。

第2条では、委託事務の管理及び執行について、室戸市の条例及び規則等で定めた上で、執行することとしております。

第3条では、東洋町が委託する事務に係る経費の額及び納付時期は、協議をして定めることとしております。

第4条では、委託事務の管理及び執行に係る収支については、室戸市の一般会計歳入歳出予算において、分別計上することとしております。

第5条では、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料及び資源ごみ売却収入は、室戸市の収入としております。

第6条では、室戸市が決算の要領を公表したときは、事務委託に関する部分を、東洋町に通知するものとしております。

第7条では、各年度において、東洋町が室戸市に納付する委託料に過不足があるときは、翌年度の納付額で調整するものとしております。

第8条では、委託事務の管理及び執行について、年2回以上の連絡協議会を開くものとしております。

第9条では、室戸市長は、委託事務の管理及び執行について、適用される室戸市の条例等の制定または改廃を行った場合は、東洋町に通知し、第2項では、その通知があった条例等を東洋町長が公表することとしております。

第10条では、この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は双方が協議して定めるとしております。

次に、A3の方の資料、議案説明資料、室戸市と東洋町との間の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書案というふうにも、中にあります。そちらの方をお願いしたいと思っております。

協定書の案で、第1条では、規約第3条に規定する経費の種類及びその負担割合を、別表のとおりとしております。

右側の別表の方を見ていただきたいと思います。

別表の方の、左欄が経費の種類でございます。

右欄が負担割合になっています。

この負担割合は、これまでの負担割合は、全て室戸市が80パーセント、東洋町が20パーセントということになっておりましたが、今後の負担割合としまして、し尿処理費では当該年度の投入量で按分して得た額を、それぞれ負担することとしております。

ですが、定期整備工事及び大規模改修工事に係る費用は、室戸市が80パーセント、東洋町が20パーセントの額を負担することとしております。

次に、塵芥処理費と人件費、その他の負担割合は室戸市が80パーセント、東洋町が20パーセントの額を負担することとしております。

し尿処理のみ投入量で按分することについては現在、甲浦地区で実施している下水道事業に係る経費を、東洋町が別に支出していることもありまして、し尿処理費については、一部投入量割で負担することとしております。

ちなみに、平成30年度の決算ベースにおける、し尿処理費の投入量割合は、室戸市が94パーセント、東洋町が6パーセントの割合となっております。

次に、第2条では、規約第3条に規定する経費の納付の時期を定めております。

第3条では、規約第5条に規定する収入は、一般廃棄物処理費

に充てるものとするしております。

東洋町が委託する事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料及び資源ごみ売却収入は、全て室戸市の収入となりますが、その収入を一般廃棄物処理費に充てた後に、別表のとおり按分をすることとなります。

第4条では、規約第7条に規定する経費の調整は、当該年度の双方の決算額が確定した後に、最初に到来する経費の納付額において行うものとするとしております。

第5条では、この協定で定めていない事項及び疑義が生じたときは、その都度協議して定めるとしております。

なお、この協定書は、室戸市と東洋町それぞれの議会の議決をいただいた後に締結の予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは、私の方から議案第22号から議案第25号まで、ご説明をさせていただきます。

議案第22号でございます。

高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について、ご説明をさせていただきます。

資料といたしまして、新旧対照表をお願いします。

26ページをお開きください。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります、芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合が、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴いまして、別表第1、第2条関係では、高知縣市町村総合事務組合の構成団体から、芸東衛生組合及び、27ページに移ります。高幡西部特別養護老人ホーム組合を削るものであります。

次に別表第2、第3条関係では、共同処理をする事務から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合の団体を削るものであります。

別表は、27から8ページにかけて表が続いております。

次に別表第3、第5条関係では、高知縣市町村総合事務組合議会議員の選挙区を定める表から、芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合の団体を削るものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第23号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、ご説明をさせていただきます。

議案関係資料の25ページをお願いいたします。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります、芸東衛生組合が令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第3条第1項の規定に基づき、芸東衛生組合が納付した、負担金総額の額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を納付させて、財産

処分とするものであります。

次に、議案第24号でございます。

議案関係資料の26ページをお願いいたします。

高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、ご説明をさせていただきます。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります、高幡西部特別養護老人ホーム組合が、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴いまして、その財産処分については、四万十町に帰属させるものでございます。

ご説明は、以上です。

続きまして、議案第25号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について、ご説明をいたします。

議案関係資料の27ページをお願いいたします。

この行政不服審査会に関する事務につきましては、昨年4月25日に第1回目のワーキンググループを立ち上げまして、共同処理する方法などについて、検討が行われてきております。

数回の議論の後、多くの市町村では案件が年間1件も発生していないことや、地域に専門的な知識を有する人材が少ないことから、事務を行う団体として、実績が多く、事例やノウハウの積み重ねがある団体が適当であると考えられるため、高知県に、その事務を委託することで合意をしております。

それでは、事務の委託に関する規約でございます。

第1条では、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の処理を高知県に委託する規定であります。

第2条では、当該委託事務の管理及び執行に関する条例等については、高知県の条例等を適用する規定であります。

第3条では、委託事務の処理に要する経費についての規定であります。

28ページに移ります。

附則でございます。

この規約の施行日は、令和2年8月1日から施行することとしております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。

ここで、お諮りいたします。

議案第12号、令和2年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第20号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第20号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を

議長

設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、福島登君を指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおられませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出してください。

ここで15分間の休憩をします。

再開は2時20分です。

(休憩時間：14時03分)

(予算審査特別委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14時20分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長に今宮裕明君、副委員長に高畠俊彦君。

以上であります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から9日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、10日、午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

休憩後、本日から5日まで、役場の2階の研修室において、予算審査特別委員会を開催します。

時間は、2時40分からといたします。

次回の議会放送は10日、火曜日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

どうも、お疲れさまでございました。

(散会時間：14時22分)

